

「第 4 次八尾市地域福祉計画改定版（素案）」に対する
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「第 4 次八尾市地域福祉計画改定版」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 意見募集期間

令和 6 年 12 月 23 日（月）～令和 7 年 1 月 22 日（水）

2. 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1. 郵便	0	0
2. ファックス	0	0
3. 電子メール	1	1
4. 直接提出	5	8
合 計	6	9

3. 意見概要と市の考え方

N o	該当頁	項目	意見の概要	市の考え方
1	49 ページ	実行計画 3－(4) 支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり 具体的な取組① 断らない相談支援体制づくり	4 行目 「関係機関で連携して支えるしくみづくり」については、大切であるが、つなげる支援室が安易なたらいまわしにならないことも重要である。	八尾市では、市民がどこの相談窓口相談しても、必要な支援につながるよう、高齢者、障がい者、困窮、こども、健康、人権、消費などのさまざまな相談窓口が、しっかりと相談を受け止め、適切な相談支援機関につなげる仕組みとし、対応が難しい複雑な課題を抱えた人や世帯については、「つなげる支援室」が総合調整を行っています。
2			最下部の吹き出しコメント 「八尾市では、市役所内の分野横断的なネットワークと、市民・企業・社会福祉法人・社協等による地域における関係者のネットワーク。・・・」について市民ではなく、消費者（市民）としてはどうか。	本計画の「市民」という言葉は、「消費者」としての立場も含んだものとして使用しております。
3			市が推進する「断らない相談支援体制づくり」は評価しているが、相談者として、どこに相談したら良いか迷うことがある。 ワンストップ相談窓口（仮称「寄り添い支援窓口」）として設置し、その窓口へ行けば、希望する窓口を紹介して頂けるようにしてはどうか。	八尾市では、市民がどこの相談窓口相談しても、必要な支援につながるよう、各分野の相談窓口が、しっかりと相談を受け止め、適切な相談支援機関につなげる仕組みとしています。そのために、研修や会議等を通じて、専門性を高めたり、分野横断的な連携の強化を図っています。

4	25 ページ	実行計画 1－(2) 地域力向上に向けた支援 具体的な取組③ 地域福祉活動の見せる化 取組み内容	いまだに高齢者の詐欺被害が絶えない。 高齢者はデジタル社会に馴染めず、スマホを持っていても SNS 等を活用しない人が多いと思う。やはり紙媒体の方が、人間関係を構築する上でも、社会や地域の人々と繋がっているように思われる。 人々と共有することで、社会から取り残される人が一人でもなくなるように願っている。	地域福祉活動に関するさまざまな情報を、年代問わず広く伝えられるよう、電子媒体と紙媒体それぞれの利点や特長を活かした情報発信を行ってまいります。
5	34 ページ	実行計画 2－(2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大 具体的な取組③ たすけあい有償活動をひろげる	1 行目 地域の希薄化が進んでおり、以前のように隣近所との関わりが少ない中で、企業の力も借りて、行政・福祉と一体的に助け合う必要があるのではないか。	地域のさまざまな課題を解決するため、地域住民同士の助け合いだけでなく、企業を含めた各種団体と連携・協力し、地域課題を共有して解決力を高め、地域全体で助け合う取組みを推進してまいります。 なお、「実行計画 2－(3) 多様な主体との連携強化、具体的な取組①企業・NPO・学校等とつながる」において、企業との連携・協力について記載しております。
6	全般		全体的に大変わかりやすく、イラストもかわいく、楽しく読むことができた。	本計画は、皆さんに本市の地域福祉の方向性についてイメージしていただけるよう、伝わりやすさを意識して作成しています。

7	36 ページ	実行計画 2－(3) 多様な主体との連携強化 具体的な取組② 社会福祉法人の活躍の見える化 取組み内容	取組み内容「社会福祉法人の取組みの見える化」「地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる」について、以下のように変更してはどうか。 「生活困窮者への相談・支援（大阪しあわせネットワーク）」「働きづらさを抱えている方への就労サポートの実施（中間的就労）」「災害時の福祉避難所として要配慮者の受け入れ」	ご意見を踏まえ、説明文に加筆（下線部分）し、下記の通りとします。 「市内の社会福祉法人が取組む多様な地域貢献活動（<u>生活困窮者への支援、働きづらさを抱えている方への就労サポート、災害時の福祉避難所としての要配慮者の受け入れ等</u>）について集約し発信することで、・・・」
8	31 ページ	実行計画 2－(1) 幅広い市民の参加促進 具体的な取組① 交流の場、居場所づくり	住民同士の関わりを増やし、互助のつながりを作っていくためのひとつの方法として、移動図書館を活用するのはどうか。たとえば、「新しい移動図書館車を見に行きませんか」という見学イベントをすれば、今まで移動図書館車を利用したことのない市民や子ども達にとって「本や人との出会いの場」となり、地域行事が広がるのではないか。地域共生推進課やコミュニティセンター、社会福祉協議会が先導して、図書館に協力を求める方法がよいと考える。	気軽に交流できる場として、既存の地域資源の周知・広報を行うとともに、関係機関と協力しながら、地域資源を活用した交流の場や居場所づくりを進めていきます。
9	40 ページ	実行計画 3－(1) 地域の権利擁護の推進 具体的な取組② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる	市民、高齢者の中には、たとえば「自分では一人で行けないため、移動図書館車のサービスを利用できない」と、地域で暮らしながらも自分の希望を実現できない方がいるのではないかと考える。地域福祉計画で「おせっかい日本一」をめざすなら、近隣住民が移動図書館車まで一緒に連れていくボランティアをするなど、新しいつながりづくりを試行できないか。地域共生推進課、社会福祉協議会、教育委員会、図書館が共同で取り組めないか。	高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、成年後見制度の利用促進だけでなく、見守り支援等の仕組みづくりを進めていきます。おせっかい精神が活きる取組みのひとつとして、市民後見人養成講座修了者等が、市民のニーズに応じて寄り添い型の支援をするしくみづくりを社協が進めており、関係機関と連携して取組めるよう支援します。